

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を次のように定める。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 最終指定親会社 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。

二 営業日 最終指定親会社等（最終指定親会社又はその連結子法人等（金融商品取引法第五十七条の十

七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号。以下「連結流動性カバレッジ比率告示」という。）第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。）をいう。第三条第四項において同じ。）が我が国で営業を行う日をいう。

三 日次平均の値 別紙様式に記載する項目について、最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除した値をいう。

四 算入可能適格流動資産の合計額 連結流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

（金融庁長官が定める場合）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合（流動性に係る経営の健全性の状況に係る場合に限る。）は、最終指定親会社が連結流動性カバレッジ比

率告示第二条の規定により連結流動性カバレッジ比率（同条に定める連結流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）を算出する場合とする。

（事業年度の記載事項）

第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面」という。）に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項
- 2 前項第一号の「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」は、日次平均の値について、別紙様式によって作成するものとする。

3 第一項第二号の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。
ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性

が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

4 第一項第二号の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、最終指定親会社等のリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性リスク管理に関する事項

(中間事業年度の記載事項)

第四条 当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。以下同じ。)

の末日である場合において、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

2 前条第二項の規定は、前項第一号の連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項について適用する。

3 前条第三項の規定は、第一項第二号の連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項について適用する。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面は、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項を記載するものとする。

2 第三条第二項の規定は、前項の連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項について適用する。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日(以下「適用日」という。)から適用する。

(日次平均の値に係る経過措置)

第二条 第三条第二項(第四条第二項及び第五条第二項において適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三条第二項中「日次平均の値」とあるのは、適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間は、「月次平均の値」とすることができる。

2 前項の「月次平均の値」とは、最終指定親会社四半期の各月の末日又は最終の営業日(当該末日を除く。)における値の合計を三で除して得た値をいう。

(開示対象期間に係る経過措置)

第三条 第三条(第一項第一号及び第二項に係る部分を除く。)の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、適用しない。

第四条 第四条(第一項第一号及び第二項に係る部分を除く。)の規定は、適用日以後に終了する中間事業

年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、適用しない。

第五条 最終指定親会社四半期中の途中において法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社（同項に規定する指定親会社をいう。次条第一項及び附則第七条第一項において同じ。）の当該事業年度に対する第三条第一項第二号、第三項及び第四項の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む事業年度の末日までの期間をこれらの規定の事業年度とみなす。

2 前項の規定により事業年度とみなされた期間については、同項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、附則第三条の規定を適用する。

第六条 最終指定親会社四半期（事業年度の最初の日を含む最終指定親会社四半期及び当該最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期に限る。）の途中において法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社の当該中間事業年度に対する第四条第一項第二号及び第三項の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む中間事業年度の末日までの期間をこれらの規定の中間事業年度とみなす。

2 前項の規定により中間事業年度とみなされた期間については、同項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、附則第四条の規定を適用する。

第七条 最終指定親会社（附則第五条第一項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社に限る。以下同じ。）の当該最終指定親会社四半期に対する第三条から第五条まで（第三条第一項第二号、第三項及び第四項並びに第四条第一項第二号及び第三項を除く。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を最終指定親会社四半期とみなす。

一 最終指定親会社になった日から起算して当該月を含む月の末日までの日数が三十日以上の場合 最終指定親会社になった日から当該月を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間

二 最終指定親会社になった日から起算して当該月を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月を除く。）の末日までの日数が三十日に満たない場合 当該月の翌月の最初の日から当該月を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間

2 最終指定親会社が附則第五条第一項の規定により法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日から起算して当該月（最終指定親会社四半期の最後の月に限る。）の末日までの日数が三十日

に満たないときは、当該月を含む最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期の最初の日を当該通知のあった日とみなして、当該日を含む最終指定親会社四半期について、第一条第三号、第三条第一項第一号及び第二項、第四条第一項第一号及び第二項、第五条並びに附則第二条第二項の規定を適用する。

3 第一項の規定により最終指定親会社四半期とみなされた期間における附則第二条第二項の規定の適用については、同項中「最終指定親会社四半期」とあるのは「附則第七条第一項各号に定める期間」と、「三」とあるのは「当該期間における月の末日の数」とする。